

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和8年8月6日（木）午後3時00分～午後4時50分																	
②	会	場	大洲市役所2階 大ホール																	
③	出	席	委	員																
1	池	田	幸	二	2	吉	岡	き	み	子	3	武	田	隆	宏	4	藤	田	秀	美
5	梶	原	誠	治	6	須	藤	賢	一	7	大	藤	富	茂	8	森	岡	芳	文	
9	井	上		徹	10	幸	野	登	吉	11	二	宮	康	壽	12	川	本	由	紀	美
13	矢	野	正	祥	14	一	柳	幸	唯	15	平	井	城	太	郎	16	形	山	康	浩
17	高	岡	利	典	18	津	國	巳	代	子	19	池	田	雄	一	20	石	岡	久	幸
21	松	尾	佳	治	22	都	築	孝	壽	23	武	内		誠	24	池	浦	萬	里	子
25	津	田		勇	26	田	中	賢	寿	27	永	沼		寛	28	日	野	修	次	
29	藤	岡	章	男	30	武	知	由	美	子	31	上	満	啓	司	32	山	内	卓	司
33	坂		幹	幸	34	跡	部		雅	35	堀	内	保	宏	36	和	氣	繁	輝	
37	細	井	敏	江	38	山	本	五	月	也	39	請	田	竹	男					
④	欠	席	委	員																
⑤	遅	刻	委	員																
⑥	事	務	局		竹田事務局長				松田次長				三瀬専門員							
					深部主任専門員				菊地主任専門員											
⑦	農	林	振	興	課	白岩係長				吉田主事										
⑧	会			議	の	内	容	議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について												
							議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について													
							議案第52号 農地転用事業計画変更申請について													
							議案第53号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について													
							議案第54号 農業振興地域整備計画の変更について													
							議案第55号 農用地利用集積等促進計画案について													
							議案第56号 地域計画の変更について													

事務局（局長）	ただいまから、令和８年第８回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日は、委員改選後、初めての定例総会となりますので、大洲市長代理徳永副市長より御挨拶を申し上げます。
副市長	（副市長挨拶）
事務局（局長）	ありがとうございました。 次に、農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。お時間の都合上、代表の方のみとさせていただきます。代表の方以外の方は、あらかじめお席に委嘱状を配付させていただきましたので御了承願います。幸野会長、演台へお進みください。 代表の方のお名前を読み上げますので、会長の前にお進みいただき、辞令書をお受け取りください。なお、失礼ながら敬称は省略させていただきますので、御了承願います。 梶原誠治。 （委嘱状交付）
事務局（局長）	以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。 次に、幸野会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	初めての委員さんもおられますので、まず、自己紹介をお願いいたします。お手元の委員名簿の一番上の池田幸二委員から順番に、地区名とお名前をお願いいたします。その場で構いませんので、顔がみえるように振り返ってお願いいたします。
委員	（委員自己紹介）
事務局（局長）	どうもありがとうございました。続きまして、河野農林水産部長、農業振興課及び農業委員会事務局職員の自己紹介を行います。全員前へ出ていただき、舞台に向かって右端、河野部長から順に一列にお並びください。 それでは、河野部長からお願いいたします。
職員	（職員自己紹介）
事務局（局長）	以上で、職員の紹介を終わります。今後ともよろしくお願いいたします。この後、議事に移りますが、ここで、徳永副市長と河野農林水産部長は、他の公務のため退席されます。ありがとうございました。 （副市長、部長退席）
事務局（局長）	会場の配置変えを行いますので、しばらくお待ちください。 （会場準備）

事務局（局長）	それでは議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定足数に達していますので、総会が成立していることを御報告いたします。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第1、議席の指定を行ないます。 議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、3番武田隆宏委員、4番藤田秀美委員を指名いたします。 次に、日程第3、書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主任専門員を指名いたします。 それでは、日程第4、議案審議に入ります。 まず、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書1ページ並びに議案説明資料2ページから5ページを併せて御覧ください。 1番、東大洲の田1筆301平方メートルについて、譲渡人が県外在住で、耕作管理が困難ため、譲受人が売買により購入するものです。所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 2番、森山字本村の田4筆2,676平方メートル、畑12筆6,318平方メートル、樹園地5筆2,533平方メートルの合計21筆について、譲渡人が高齢で市外在住であり耕作管理が困難なため、譲受人が売買により購入し新たに耕作管理を始めるものです。所有権移転後は、水稻や野菜、果樹を栽培する計画です。農業は、譲受人家族で年間を通じて従事します。 3番、春賀の畑4筆1,968平方メートルについて、住宅購入にあたり近隣農地も取得し、新たに耕作管理を始めるものです。所有権移転後は野菜を栽培する計画です。農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 4番、長浜町穂積の樹園地10筆15,488平方メートルについて、譲渡人が体調不良により耕作管理が困難になり、譲受人が新たに耕作管理を始めるため、申請地を譲り受けるものです。所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 以上4件の御審議をよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
3番	1番案件について御説明します。議案説明資料2ページを参考にしてください。1番案件は売買による所有権移転です。申請地は、大洲市総合福祉センターから東へ約500メートルの所にある農地です。先月16日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地が良好に管理されていることを確認しました。譲受人家族は、現在水稻や野菜の栽培を行っており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことですので、耕

議長（会長）

2 番。

15番

2 番案件について御説明いたします。議案説明資料は3 ページを参考にしてください。2 番案件は売買による所有権移転です。申請地は、大川コミュニティセンターから南へ約300メートルから500メートルの所にある農地です。先月21日に事務局職員と現地確認を行い、申請地は良好に管理されている農地と、一部雑草や雑木が繁茂しており、しばらく耕作されていない状況の農地があり、雑草や雑木が繁茂している農地につきましては、今後、譲受人が整備していくとのことです。譲渡人は知人であり、高齢で市外に住まれており、耕作管理が困難なため、譲受人が耕作管理を行うため、申請地を取得するにあたり、水稻や果樹を栽培する旨の新規営農計画書が提出されております。譲受人は30年ほど前から農業の手伝いをしており、農業の経験はあり、年間を通じて家族で農業に従事していくとのことです。今後の状況を見守っていくこととします。調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。御審議のほどよろしく願います。

議長（会長）

3 番。

22番

3 番案件について御説明いたします。議案説明資料は4 ページを参考にしてください。3 番案件は売買による所有権移転です。申請地は、三善コミュニティセンターから北東へ約400メートルの所にある農地です。先月17日に事務局職員と現地確認を行い、申請地は、現在、雑草や雑木が繁茂しておりしばらく耕作されていない状況ですが、今後、譲受人が整備していくとのことです。今回、申請地を取得するにあたり、譲受人より野菜を栽培する旨の新規営農計画書が提出されております。農業に必要な農機具等につきましては、必要に応じて購入し、今後は、譲受人夫婦が年間を通じて従事されるとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。以上1件、御審議のほどよろしく願います。

議長（会長）

4 番。

28番

4 番案件について御説明いたします。議案説明資料は5 ページを参考にしてください。4 番案件は贈与による所有権移転です。申請地は、大和コミュニティセンターから南西約2キロメートルの所にある農地です。先月10日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地が良好に管理されていることを確認しました。今回、申請地を取得するにあたり、譲受人より、これまで父親が管理していた農地を譲り受け、新たに果樹の栽培を始める旨の新規営農計画書が提出されております。譲受人は、10年ほど前から父親と一緒に果樹の栽培の手伝いを行っており、今後は

	母親と一緒に年間を通じて農業に従事するとのことですので、耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。以上1件、御審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何か御質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に御質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに御異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	御異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員兼農地係長）	議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請について御説明申し上げます。議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の6ページからを併せて御覧ください。 1番、中村字射場の土地1筆327平方メートルです。譲受人は実家に居住しておりますが、結婚を機に独立するため、申請地を取得し自己住宅を建築するものです。農地区分は、大洲市中心部から北に約850メートルの所に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域第1種住居地域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料6ページを御確認ください。 2番、白滝の土地1筆160平方メートルです。譲受人は、久万高原町で林業を営んでおり、大洲市長浜地域での現場が多いことから経営の合理化を図るため申請地の隣接地に支店を設けましたが、進入路及び駐車場がないことから申請地を取得して進入路及び駐車場を設けるものです。農地の区分は、大洲市中心部から北北東に約9.4キロメートルの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく生産性が低い農地であることから第2種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料10ページを御確認ください。なお、本申請地は、亡母の時から進入路として利用していたものであり、譲渡人からは始末書が提出されておりますので追認していただきますようお願いいたします。 3番、肱川町予子林の土地7筆3,733平方メートルです。借受人は、現在山鳥坂ダム建設工事を請負っておりますが、工事が長期間に及ぶことから、現場作業員が一定期間生活する労務宿舎等が必要となったため、申請地を借受けて労務宿舎等を設けるものです。農地の区分は、大洲市中心部から南南東に約15.8キロメートルの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく生産性が低い農地であることから第2種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料13ページを御確認ください。なお、本申請につき

	ましては、3,000平方メートルを超える農地転用案件となりますので、総会終了後に県農業委員会ネットワーク機構、県農業会議に諮問することとしております。 以上3件でございます。御審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
2番	それでは、1番案件の調査結果を御報告いたします。議案説明資料の6ページから9ページを参考にしてください。申請地は7ページの位置図のとおり、J R伊予大洲駅から西へ550メートルに位置する農地になります。まず立地基準については、事務局説明資料のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われまゝす。次に、一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可が有り次第融資を受けて建築したいとのことであり、問題ないものと思われまゝす。第4号の周辺農地等への影響につきましては、公道と周囲を住宅地で囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから問題ないものと思われまゝす。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えまゝす。御審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長（会長）	2番。
30番	それでは、2番案件の調査結果を御報告いたします。議案説明資料の10ページから12ページを、参考にしてください。本件は、令和8年4月に開催されました第4回定例総会の議案第26号農業振興地域整備計画の変更におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は、第4回定例総会で御説明いたしましたとおり、立地条件、一般基準においては、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われまゝす。また、第4号の周辺農地等への影響につきましては、周囲は市道及び自己所有地等であり、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないものと思われまゝす。また、既に当該土地は、進入路として利用をされており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いているようです。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出され、反省しているようでありますので、追認許可はやむを得ないものと考えまゝす。御審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長（会長）	3番。
35番	それでは、3番案件の調査結果を御報告いたします。議案説明資料の13ページから16ページを参考にしてください。本件は、令和8年5月に開催されました第5回定例総会の議案第33号農業振興地域整備計画の変更におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は、第5回定例総会で御説明いたしましたとおり、立地条件、一般基準においては、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われまゝす。また、第4号の周辺農地等への影響につきましては、申請地周辺
議長（会長）	
委員	

	に農地がありますが、隣接農地所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから問題ないものと思われます。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何か御質疑はありませんか。
34番	3番案件について質問したいと思います。第5回定例総会の際に、農振地の除外ということを審議いたしました。その時にこの1番で言いますと、211-1が抜けていたと記憶しておりますが、これについては、こちらの資料には211-1が掲載されていますけれども、これでよろしいでしょうか。
事務局（主任専門員兼農地係長）	はい。構いません。
34番	はい。わかりました。それと、この案件について、これ工事が終わったら返されるということですね。農協の総代会の時に、農協の方にその後のことについて質問したところ、特には考えていないと。また返ってきたら返ってきた時に考えるという話だったのですが、その話を聞いた時に、これは一時転用なのかなと思いました。これは一時転用ではありませんか。
事務局（主任専門員兼農地係長）	一時転用ではございません。一時転用といいますのは大体3年から長くても5年程度ではございまして、これは10年ほどの工事期間となりますので、転用案件とさせていただきます。
34番	それから実際に農協へ返す時に、現状を回復することは特にしないで返しても構わないということになるんですか。
事務局（主任専門員兼農地係長）	そちらのほうも、申請代理人の方に聞いた上で、農協の方に聞いていただくようにしていたのですが、その回答によりますと、まだそこまでは考えていないというふうなことでございましたので、回答とさせていただきます。
34番	はい。わかりました。あともう一つこれ私からの意見ですが、関連性のある案件について、この案件の場合、3番案件、2番案件の場合ですと一度農振地の除外というものが審議されて、そしてまた、今回の定例総会で、転用の審議がなされていますが、思い出すのも難しいので、摘要の所に、この関連する案件であれば、この審議した定例総会の時期とかを明示していただけるといいと思います。農振地の所は、5回目の定例総会の時の案件で、集合住宅建設のための転用を審議しております。それぞれ4条、5条を使って審議されていますが、こういった関連性のある案件につきましても、すぐわかるように摘要に明記していただくと非常にわかりやすいと思いますので、事務局で御検討よろしく申し上げます。
事務局（次長）	事務局のほうでも検討させていただきます。もし摘要欄に記載できない場合は、議案書ではなく議案説明資料の方に書かせていただくことも

	含めて、今後関連がある議案につきましては、記載できるよう検討させていただきます。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
34番	はい。
議長（会長）	その他に何か御質疑ありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に御質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに御異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	御異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第52号農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員兼農地係長）	議案第52号農地転用事業計画変更申請について御説明申し上げます。議案書3ページ、並びに別紙議案説明資料の17ページからを併せて御覧ください。 1番、菅田町菅田の土地3筆520.58平方メートルの案件の申請地は、令和6年9月26日付け転用許可となっている案件でございます。当初計画では、申請地の使用期間を令和10年3月31日までとしておりましたが、借受人が請負っている工事の工期が延長することとなったため、使用期間延長の事業計画変更申請を行うものがございます。なお、権利の存続期間は令和10年3月31日から令和13年3月31日までとしております。以上1件でございます。御審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
11番	それでは、1番案件の調査結果を御報告いたします。議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。申請地は18ページの位置図のとおり、大洲道路出入口から北へ約300メートル以内に位置する農地になります。本件は、令和6年9月26日付け転用許可を受けた案件であり、立地基準等については、報告書記載のとおり特に問題ありません。また、第4号の周辺農地等への影響につきましては、現在申請地を露天駐車場として一時転用されておりますが、隣接農地所有者等から転用事案に係る被害報告を受けておりませんので問題ないものと思われれます。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何か御質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特に御質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに御異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	御異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第53号農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農地係長)	議案第53号について御説明します。議案書4ページを御覧ください。当議案では、前年度の事業状況報告がありました農地所有適格法人について、要件を満たしているか御審議をお願いするものです。要件については、前のスライドに表示しておりますので、参考にしてください。 1番、有限会社ふじブドウ園は、主にぶどうの栽培を行っています。1の法人組織は特例有限会社、2につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。3の構成員、議決権の資格は2名で、4の経営責任者の要件は執行役員3人中2人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。以上、1件の報告書等を確認しましたところ、議案書に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われまふ。御審議をお願いいたします。
議長 (会長)	ただいま事務局より説明がありましたが、何か御質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特に、御質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することに、御異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	御異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。 次に、議案第54号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (主任専門員兼農地係長)	議案第54号農業振興地域整備計画の変更について御説明申し上げます。議案書5ページ、並びに別紙議案説明資料の21ページからを併せて御覧ください。今回は農用地区域への2件でございます。 1番、八多喜町の土地7筆11,783平方メートル、2番、長浜町今坊の土地1筆401平方メートルの案件は、ともに中山間地域等直接支払制度対象農地周辺に存在する優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産の振興と農地の保全を図るため編入するものでございます。以上、編入2件でございます。御審議のほどお願いいたします。
議長 (会長)	ただいま事務局より説明がありましたが、何か御質疑はありますか。

委員	(質疑なし)
議長（会長）	特に御質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域へ編入することに御異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長（会長）	御異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。 次に、議案第55号農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第55号農用地利用集積等促進計画案について御説明します。議案書6ページから13ページを御覧ください。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。 今回の概要は、利用権設定のうち、使用貸借の件、筆数が、2件2筆、利用権設定2,486平方メートル、賃借権の件、筆数が20件30筆、利用権設定120,574平方メートルで、議案書12ページに記載のとおり、利用権設定の件、筆数が22件32筆、利用権設定の総面積は123,060平方メートルです。 続きまして、所有権移転の案件です。議案書は13ページを御覧ください。1番、2番は同一案件です。喜多山の畑について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。面積は、1,854平方メートルです。利用目的は飼料です。3番、4番は同一案件です。菅田町菅田の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。面積は991平方メートルです。利用目的は水稻です。以上所有権移転の件、筆数は議案書13ページに記載のとおり、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため、4件4筆、総面積は5,690平方メートルです。 問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何か御意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長（会長）	特に、御意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することに御異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長（会長）	御異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして、市長へ答申することに決定いたしました。 次に、議案第56号地域計画の変更についてを議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課主事

今回は地域計画から農地を除外するための変更でございます。議案書14ページと別冊議案説明資料を御覧ください。

説明に入ります前に、令和8年7月6日に平野町平地の日浦地区において、今回の除外に係る協議の場を開催いたしまして、地元農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員及び農業振興課職員が参集し協議を行いました。その結果、今回の除外に係る地域計画の変更については、問題ないとの結論に至っております。今回の案件につきましては、農用地区域からの除外等の手続きに伴い、地域計画を変更するもので、平野町平地の農地3筆を地域計画から除外するものです。

当該農地は耕作者の高齢化に加えて獣害の深刻化により、農地としての維持管理が困難となっていることから、植林を行い、山林として管理することを目的としております。

地域計画の別冊資料につきまして、修正した箇所につきましては赤字にさせていただきます。面積としまして4,172平方メートルを除外いたしますので、地域計画の区域につきまして、面積が25.7ヘクタールから25.3ヘクタールへ減少しております。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま農業振興課より説明がありましたが、何か御意見はありませんか。

委員

（意見なし）

議長（会長）

特に御意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することに御異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

御異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることといたします。